

介護職員の人材確保に関する意見書

現在、特別養護老人ホーム及び訪問介護事業所では、介護職員の人材確保が困難であり、配置基準に定められた人材を確保するため、派遣職員に依存せざるを得ない状況となっているが、派遣職員の人件費は高く経営を圧迫し、全国的にも赤字経営を余儀なくされている特別養護老人ホームが見られるところである。

特別養護老人ホームの入居者は年々増加傾向にあるとともに、認知症の入居者も増加の一途にある。介護職員は、家族で介護できない認知症の方の介護を担っており、介護事業は極めて重要な事業であるにもかかわらず、危機的経営状況にある。

よって、国においては、持続可能な介護事業のため、特に重要な介護人材の確保対策について、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 介護職員の人材確保のひとつとして、処遇改善加算及び特定処遇改善加算での対応がなされているが、加算の算定要件が厳しく、また、事務処理が複雑で、相当の事務負担を余儀なくされており、抜本的な報酬の改善に繋がっていない。介護分野は依然として他の業種との賃金格差があり、人材確保が困難な状況であることから、特別養護老人ホームを中心に基本報酬のプラス改定を実現すること。
- 2 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の対象サービスについては、平成30年度に、主治医の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスが算定の対象から除外されたところである。
現在、対象とされている各サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）についても、医療系サービスと同様に対象サービスから除外すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策として、外国人の受入れが規制されているが、介護労働者については、今後、各国の感染状況を踏まえ、入国管理の規制を緩和すること。
- 4 訪問介護の人材不足及び職員の高齢化は深刻であり、今後の経営も人材不足で先が見えない状況となっている。国は、在宅介護を進めており、国民のニーズも大きいにもかかわらず介護報酬は十分ではなく、赤字経営等により訪問介護サービスを廃止する事業所が発生している。現状としては、正職員の雇用が困難であり、パートや登録ヘルパーとして雇用されている場合が多いため、労働条件等の改善が可能となる報酬体系とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣 殿
厚生労働大臣
内閣官房長官